# neckta? 今年の最低賃金

··· 都道府県ごとに毎年見直しされています。 しっかり確認して、楽しく一所懸命に働ける よりよい職場にしていきましょう!

2024年10月19日から山形県の

地域別最低賃金は

午後10時~午前5時に勤務する場合

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。 この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケ あります。詳しくは、連合へご相談ください。

Check! # 最低賃金は、パートタイマーや学 生バイト、臨時、嘱託など雇用形 態や呼称に関係なく、原則すべての労働 者に適用されます。

Check! 会社は、最低賃金 額以上の賃金を支

払う義務があります。 違反には罰金も!

。最低賃金額を下◎ る賃金は法律違反 となり、下回った場合は差 額を請求できます。



「ちょっと不安」と思ったら、すぐに なんでも労働相談ホットラインへ

連合山形 023-625-0555

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37

大手門パルズ内連合山形検索

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505 〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605 〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

**連合山形新庄最上地域協議会 & 0233-23-1515** 〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005 〒995-0038 村山市駅西17-4 森谷貸店舗B

連合山形地域協議会 2023-622-0 〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

☎023-622-0551

労働相談チャットボット 「ゆにボ」

**連合山形置賜地域協議会** 〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1

**☎**0238-23-0551 勤労者福祉会館2F



# あなたの



### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

基本給 + 諸手当



一時金(ボーナス)/残業代/精皆勤手当 通勤手当/家族手当/その他臨時の手当

# 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、 最低賃金額とを比較します。

✓ 時給の人 ………… 時給額 そのままで OK!

✓ 日給の人 …… 日給額÷ (1日の所定労働時間)

✔ 週給の人 ············ 週給額÷(1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

**✔月**給の人 ··········· 月給額÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

✔ 歩合給の人 ……… 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- ●お勤め先に労働組合があれば、組合へ相談し、組合から経営者に申し入れをしましょう
- ●労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- ●お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら... なんでも労働相談ホットラインへ!





